

## 不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	4131001	処分名	認可地縁団体の認可の取消し			
区分	不利益処分・法令	処分権者	市長			
担当部署	部 地域振興部	課	地域協働課			
根拠規定	地方自治法				第260条の2第14項	
基準規定	①	地方自治法			第260条の2第2項	
	②					
	③					
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月23日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>1. 市長は、認可地縁団体が地方自治法第260条の2第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。</p> <p>2. 地方自治法第260条の2第2項各号は次に掲げるとおりである。</p> <p>(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。</p> <p>(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。</p> <p>(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。</p> <p>(4) 規約を定めていること。</p>					
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	聴聞					
備考						